

不服申立て事案答申第 273 号
不服申立て事案諮問第 292 号
件名：指導書の利用不停止決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人が署名した令和 2 年 4 月 28 日付け指導書 2 通（以下「本件保有個人情報」という。）の消去を求めた保有個人情報利用停止請求につき、利用不停止とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 6 年 1 月 29 日付けで行った本件保有個人情報の消去を求める請求に対し、処分庁が同年 2 月 28 日付けで行った利用不停止決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 保有個人情報利用停止請求の受理

審査請求人は、令和 6 年 1 月 29 日、愛知県 B 警察署（以下「B 警察署」という。）において、審査請求人を本人とする保有個人情報について利用停止を求める保有個人情報利用停止請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該請求書の利用停止請求をする保有個人情報の内容は、

- ・ 決定通知書の文書番号：生人発第〇
- ・ 決定通知書の日付：令和 5 年 10 月 17
- ・ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等（行政文書の名称：指導書 2 通）

と記載され、利用停止請求の趣旨は、当該保有個人情報について、法第 98 条第 1 項第 1 号該当に該当するとして、消去を求めるものであり、利用停止請求の理由は「ストーカーの被害者が私であって、加害者と

されることがない。私から指導書を徴収される理由がない。」と記載されている。

(イ) 本件処分

令和5年10月17日付け生人発第○号保有個人情報開示決定通知書を確認したところ、当該保有個人情報開示決定通知書は、令和5年10月3日に審査請求人が開示請求を行った「令和2年4月28日付け、審査請求人が署名した指導書2通」であった。

警察本部長は、本件利用停止請求について、法第101条第2項の規定に基づき利用停止をしない決定をし、保有個人情報利用不停止決定通知書により審査請求人に通知した（以下、この決定のことを「本件処分」という。）。

(ウ) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、令和2年4月28日、審査請求人が、同人の元配偶者やその家族（以下「本件関係者等」という。）に対し、刑法等の刑罰法令に抵触する行為を行わないようにB警察署員から指導を受けた際、その指導内容を確認した審査請求人が署名指印し、提出した「指導書」と題する2通の文書である。

そして、本件保有個人情報は、その2通のうち1通が「身体に対する暴力」、「生命等に対する脅迫」、「心身に有害な影響を及ぼす言動」などの行為に対する指導内容となっており、もう1通はストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）において、つきまとい等に該当する行為として定められた行為等に対する指導内容となっている（以下、指導書2通のうちストーカー規制法に係る行為等に対する指導内容が記載された指導書1通のことを「本件指導書」という。）。

なお、この時、B警察署は、元配偶者への暴行、脅迫等だけではなく、元配偶者とその家族に対するストーカー規制法に係る行為についても指導する必要があると判断し、B警察署員は、審査請求人に対して、ストーカー規制法に係る行為をしないように指導したものである。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件処分については、本件保有個人情報の利用停止をしない決定であり、利用停止をしないこととした理由は、審査請求人自身から取得し、ストーカー事案及び配偶者からの暴力相談業務に係る事務の遂行という利用目的の達成に必要な範囲で保有し、利用しているものであることから、法第61条第2項、第63条、第64条並びに第69条第1項及び第2項のいずれかの規定にも違反しておらず、同法第98条第1項第1号に該当しないためである。

なお、法第61条第2項は個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を

超えた保有の禁止、第 63 条は個人情報の不適正な利用の禁止、第 64 条は偽りその他不正の手段による個人情報の取得の禁止、第 69 条第 1 項及び第 2 項は、利用目的以外の目的のための個人情報の利用及び提供の制限についての規定である。

a 利用停止義務

法第 100 条において、「行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」とされている。

愛知県の個人情報の保護に関する法律・個人情報の保護に関する法律施行条例解釈運用基準（令和 5 年 3 月 16 日付け 4 県総第 272 号県民文化局長通知）によれば、「利用停止請求に理由がある」とは、法第 98 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する違反があると行政機関等の長が認めるときである。その判断は、保有個人情報の利用目的等を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。」「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、法第 98 条第 1 項及び第 2 号に該当する違反状態を是正する意味である。」「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。」とされている。

b 調査結果

本件保有個人情報は、保存期間を 3 年として保存されたものであるが、令和 5 年 10 月 3 日付けで審査請求人により保有個人情報開示請求がなされたため、保存期間が 1 年延長され、現在も保管中のものである。

よって、本件保有個人情報は、本件被害者等に対して刑罰法令に抵触する行為をしないように指導をした内容の文書であり、法第 61 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、第 63 条の規定に違反して取り扱われているとき、第 64 条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているときに該当せず、利用停止請求に理由がないと認められた。

- (イ) このように、本件処分については、利用停止請求に理由がないことから、法第 101 条第 2 項の規定に基づき、利用の停止及び消去をしない決定をしたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。
- (2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は審査請求の趣旨を、「当該文書を作成される要件及び行使される要件がないために削除、利用停止を求める。」とし、理由を「個人情報保護法第 98 条第 1 項及び第 2 項に該当。」としている。

この審査請求において、審査請求人が主張しようとするところは、審査請求人自身は被害者であり、指導書を徴収される理由はなく、そのような指導書は不要であり、削除を求めているものと解する。

しかしながら、本件保有個人情報を作成されるに至ったのは、審査請求人と本件関係者等との間におけるトラブルがあったことが原因であって、本件のような、元夫婦関係のトラブルにおいては、事態が急展開して重大事件に発展するおそれも十分に考えられるものである。

そして、このような事案に対して、警察は、あらゆる可能性を想定して幅広く対応し未然防止することは、当然のことであることから、本件において審査請求人に対し、ストーカー行為に係る指導をすることは適正である。

したがって、本件保有個人情報を不正な手段で取得した事実はなく、利用停止請求にも理由がないことから利用不停止決定を行ったものであり、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 利用停止請求について

法第 98 条第 1 項第 1 号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、法第 61 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、法第 63 条の規定に違反して取り扱われているとき、法第 64 条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は法第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているときは、当該保有個人情報の利用の停止又は消去（以下「利用停止」という。）を請求することができる旨をそれぞれ規定している。

そして、法第 100 条は、「行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない」と規定している。

(2) 本件利用停止請求について

本件保有個人情報は、令和 2 年 4 月 28 日、審査請求人が B 警察署員から指導を受けた際、その指導内容を確認した審査請求人が署名指印し、提出

した2通の指導書である。

本件利用停止請求は、審査請求人が法第98条第1項第1号に該当するとして本件保有個人情報の消去を求めるものであるところ、処分庁は、利用不停止決定をしている。

そこで、本件保有個人情報の利用停止の要否について以下検討する。

(3) 利用停止の要否について

当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、本件保有個人情報は、審査請求人に対してその記載内容を説明した上で、本人が納得して署名することで完成したものであり、審査請求人自身から取得し、ストーカー事案及び配偶者からの暴力相談業務に係る事務の遂行という利用目的の達成に必要な範囲で保有し、利用しているものであることから、法第61条第2項、第63条、第64条並びに第69条第1項及び同条第2項のいずれの規定にも違反していないとのことである。

当審議会において本件保有個人情報を見分したところ、ストーカー行為等の規制に関する法律違反となるような行為や刑罰法令に抵触するような暴力・脅迫等の行為について記載された指導書であって、記載の指導事項について確認したとする審査請求人の署名指印がなされていることが認められた。

当審議会において検討したところ、本件保有個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲で保有し、利用しているとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、処分庁の主張を覆すに足りる特段の事情も認められない。

よって、本件保有個人情報については、法第61条第2項の規定に違反して処分庁が保有しているものとは認められず、法第63条の規定に違反して不適正な利用がされているものとも認められず、法第64条の規定に違反して不適正な取得がなされたものとも認められない。また、第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用目的以外の目的のために利用しているものとも認められない。

したがって、本件利用停止請求は、法第100条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 6. 7	諮問（弁明書の写しを添付）
7. 3. 24 (第247回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7. 4. 21 (第248回審議会)	審議
7. 5. 27	答申